

## 令和4年第8回半田市議会定例会決算審査建設産業委員会委員長報告書

当建設産業委員会に付託された案件については、9月13日は、午前9時30分から、16日は午後1時30分から、20日は午前9時30分から、21日は、午後3時から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

まず、市民経済部所管分では、

2款3項1目、諸証明事務事業について、窓口で発行する証明書の経費単価と、コンビニ交付での経費単価はどのようなか。とに対し、

窓口で発行する証明書は、住民基本台帳システムや戸籍システムの一部を利用し発行しているため、システム費用等を含めての算出は難しく、これらを含む経費単価は算出できませんが、含めずに計算すると、令和3年度は270円程度です。コンビニ交付は、正規職員の人件費を含まない金額で算出すると、令和3年度は470円程度です。なお、コンビニ証明書発行枚数が増加するほど、経費単価は減少します。とのこと。

同目、個人番号カード交付事業について、らくらく窓口証明書交付サービスの令和3年度の利用実績は1,432件で、一日当たり、平均6件ほどであり、窓口の利用者数と比較すると、かなり少ないが、この実績をどのように評価しているのか。とに対し、

らくらく窓口証明書交付サービスは、市民課の受付窓口に設置してある機器を利用し、マイナンバーカードを所有している方が証明書を発行できるサービスです。窓口が混雑している際には、らくらく窓口証明書交付を案内し、待ち時間の軽減を図っていますが、個人番号カード所有者には、身近にあるコンビニでの交付を推奨しており、年々コンビニ交付の件数は増えているため、当該サービスの利用が少ないことについては、問題ないと考えています。とのこと。

個人番号カード交付率向上のためには、個人番号カードの安全性を広報する必要性があるが、令和3年度はどのような広報を行ったのか。とに対し、

窓口交付時等にお伝えしていますが、さらにイベントや出張申請の際にも広報していきたいと考えています。とのこと。

4款1項4目、バイオマス利活用支援事業について、今後の課題の1つとして、臭気の低減を掲げているが畜産糞尿<sup>ふんにょう</sup>から、水分を分離できる設備をもつ事業者は、市内に2件しかないため、畜産糞尿の水分を、バイオマス発電に利用することによる臭気の低減効果は薄いと考える。分離設備の補助を行い、設備を持った事業所を増やすことは考えなかったのか。とに対し、

バイオマス発電において臭気の低減効果は、間接的なものであり、また、既存のバイオマス発電施設では、これ以上の畜産糞尿の受入ができないため、分離設備を持つ事業所を増やすことは、今のところ考えておりません。とのこと。

同目、畜産臭気監視事業について、成果指標の基準となる臭気指数15以下を目標としているが、目標設定の妥当性はどのようなか。とに対し、

臭気を感じ方は、人によって違います。法基準は臭気指数18となっていますが、においの感じ方の目安としては、臭気指数15を超えると、楽に感知できるにおいとなるため、15以下を目標にしています。とのこと。

同款2項2目、ごみ処理事業について、最終処分場污水施設の污水処理量が、新施設と旧施設で大きく違うのはなぜか。とに対し、

旧施設では雨水のほか、ごみ収集車の洗車水も処理しているため、新施設と比較し、污水処理量が増加しています。とのこと。

同目、ごみ減量対策事業について、ペットボトル中間処理業者が行っている業務は何か。とに対し、

業務内容としては、異物除去したものを圧縮、結束及び梱包し、再商品化事業者へ引き渡すまで保管をするものです。とのこと。

5 款 1 項 3 目、就農者支援事業について、成果指標を認定新規就農者認定数としているが、事業の最終目的が耕作放棄地の解消であるならば、進捗状況が分かりづらいと感じるが、耕作放棄地の面積を指標にしないのは、なぜか。とに対し、

耕作放棄地の解消も目的の 1 つですが、この事業の第一目的は就農者を支援することであるため、その目的に合った指標を設定しています。とのこと。

新規就農者に対しての資金交付の他に、どのような就農者支援を行ったのか。とに対し、

認定新規就農者に対しては、就農後、概ね 3 年目に事業計画の中間見直し、指導を行っています。また、機会がある度に、就農者の方とコミュニケーションをとり、良好な農地が見つかれば、迅速に斡旋<sup>あっせん</sup>するなど、様々な支援を行っています。とのこと。

同項 4 目、畜産環境対策推進事業について、たい肥を、市外に搬出するための運搬費、消臭用コーヒ<sup>しきりょう</sup>ー敷料の購入費、消臭薬剤の購入費等の補助を行ったことによる効果を、どのように評価しているのか。とに対し、

臭気が、超過している事業所の件数も減ってきており、一定の成果が上がっていると考えていますが、臭気については、改善の余地があり、新たな取り組みも検討する必要があると考えています。とのこと。

乾燥ハウス等で測定した畜産糞尿の含水率平均値を成果指標とする中、今回は、目標を達成できなかったとのことだが、その理由をどのように分析しているのか。とに対し、

頭数を増やすことに重きを置き、畜産糞尿の処理施設を十分に設置できていない、また、人員不足等の理由で適切な処理ができていないなど様々な要因によるものだと考えています。とのこと。

畜産糞尿の含水率を下げることを成果指標としているが、事業内容はたい肥を市外に搬出するための運搬費、消臭用コーヒー敷料の購入費、消臭薬剤の購入費等の補助であり、含水率の低下に直接つながっているとは思えないが、どのようにつながっているのか。とに対し、

コーヒー敷料については、畜産糞尿の含水率を下げる効果があるため、一定の相関性はありますが、成果指標に対する評価の内容がかみ合っていない部分があったと感じています。とのこと。

6 款 1 項 2 目、地域振興券事業について、事業を実施した結果、見えてきた課題は何か。とに対し、

地域振興券は、専用券と共通券の 2 種類を発行しましたが、使い分けが分かりにくいという声がありましたので、もう少し情報発信をきめ細やかにするべきであったと感じています。また、各事業所が、地域振興券を活用して、次につながる取り組みを企画してもらえよう、取り組み事例の紹介等を積極的にするべきであったと思います。

そのほか、店舗によっては、現金が地域振興券に代わっただけで、売り上げに変化はないといった声もありましたので、このような事業者に対しては、他の視点での支援が必要であります。今後、類似の事業を行う場合は、市民の意見も聞きながら、電子化も検討する必要があると考えています。とのこと。

次に、建設部所管分では、

7 款 2 項 2 目、道路維持修繕事業について、令和 3 年度は、道路管理瑕疵に起因する事故が 1 件あったとのことだが、事故の内容、また、その後の対策はどうか。とに対し、

防草シートを固定していたピンが外れ、自動車のタイヤに刺さり、パンクさせてしまったものです。対策としては、自動車が通過する可能性がある箇所での、ピンの使用はやめ、それに代わるものとして、強固な接着剤を使用しています。とのこと。

道路の損傷が原因の道路管理瑕疵に起因する事故を防ぐために、令和 3 年度にどのような取り組みを行ったのか。とに対し、

半田市を 7 か所に分け、職員が 2 人 1 組で、月 2 回ずつ、道路パトロールを行っています。月 2 回のうち 1 回は徒歩によるものとし、きめ細かいパトロールができるよう心掛けています。また、道路パトロールの際には、過去の道路管理瑕疵に起因する事故や、全国的に発生している事故を参考に、発生原因となった店舗入口の側溝蓋のがたつきや、車止めの破損等を重点的に点検しています。とのこと。

道路パトロールに必要な知識の醸成をどのように行っているのか。とに対し、

若手職員とベテラン職員でペアを組ませ、道路パトロールをすることにより、現場を確認しながら、知識の伝達を行っています。とのこと。

道路管理瑕疵事故要因となる可能性の高い、未承認で行われる不適格な道路工事を防止するために、令和 3 年度に取り組んだことは何か。とに対し、

道路パトロールにより、道路管理瑕疵事故の要因となる構造物の早期発見に努めるとともに、建築課と情報を共有し、建築許可等の際には、事業者承認工事が必要である旨を指導し、不適格工事を未然に防ぐよう努めています。とのこと。

同目、通学路安全対策事業について、通学路の安全確保の手段として、側溝の蓋掛けや路肩のカラー化だけでは、不十分であるため、防護柵を設置する必要があると考えるが、防護柵は、どういった箇所に設置しているのか。とに対し、

歩行者が通行するための歩道幅員を最低 2m 以上確保して、車道部分と歩道部分を分離できるような場合には、防護柵や歩車道境界ブロックなどを設置するようにしています。とのこと。

同款 3 項 3 目、水路環境美化事業について、防草対策を行う箇所をどのように選定しているのか。とに対し、

地域で除草していたものの、高齢によりできなくなった等の理由により、新たに市で除草する必要が生じた箇所のうち、歩行者の通行の妨げや、水路の阻害の原因となるような箇所を選定して、防草対策を実施しています。とのこと。

同款 5 項 1 目、JR 武豊線連続立体交差化事業について、側道用地対象の 2 件が令和 3 年度中に契約に至らなかったとのことだが、事業全体の計画に影響はないのか。とに対し、

2 件のうち、1 件については、すでに交渉が成立し、令和 4 年度には、契約が完了する見込みです。残りの 1 件については、移転先が決まっていないため、交渉が難航しておりますが、今後は移転先を提示しながら、引き続き、粘り強く交渉を行い、全体計画に遅れが生じることがないように進めます。とのこと。

高架下空間活用について、市民、事業者等にアンケートを実施したとのことだが、結果はどのようなか。とに対し、

市民へのアンケートでは、高架下の全ての地区において、商業施設の設置ニーズが一番大きいことがわかりました。加えて、半田小学校付近や 港本町周辺では、教育施設や福祉施設の設置を希望する声もありました。出店が考えられる事業者へのアンケートでは、回答があった事業者のうち、約 37%が高架下への出店の意向があり、高架下施設の建設や運営等を行う開発事業者へのアンケートでは、回答があった事業者のうち、約 45%が、高架下空間の活用に携わりたい意向があることがわかりました。とのこと。

同項 5 目、半田運河周辺整備事業について、人道橋の整備により、どのような効果があったのか。とに対し、

コロナ禍であり、定量的な効果は提示できませんが、景観の出前講座を行っている半田小学校の児童からは、「よく利用する」「便利になった」という声を聞いています。また、橋周辺の企業の方が架橋を大変喜んでおり、橋の清掃活動を始められています。この橋を起点に、さらに周辺のまちづくりが進んでいけばと考えています。とのこと。

同日、景観形成推進事業について、半田市ふるさと景観計画の改定に向けて、令和3年度にどのような取り組みを行い、どのように計画に反映したのか。とに対し、

景観計画の改定にあたっては、各景観形成重点地区でのアンケート調査やワークショップなどにより求めた地区の意見を反映し、地域が主体的に景観づくりに取り組むため、新たに、地域・住民・事業者による活動組織の設立を位置付けました。まずは、それぞれの重点地区で景観資源マップを住民等とともに作成し、発信することから取り組みを進めていきます。とのこと。

同款6項1目、後退用地事業について、用地取得をしていない後退用地についても、適切に管理されるのか。とに対し、

建物行為に伴う建築確認申請に際し、道路後退が必要となる場合は、届出書を提出していただき、用地取得の必要性の高い土地について交渉を行います。用地取得できない場合は、自己で管理する土地として、交通を妨げる行為を行わないことや、前面道路と同じ高さで整地することなどを確約していただいております。用地取得をしていない後退用地についても、適切に管理されます。とのこと。

同日、アスベスト対策費補助事業について、市内にあるアスベストが使用されている建物は、把握しているのか。とに対し、

把握はできておりませんが、アスベストの飛散が懸念される、建物の解体を行う際には、あらかじめアスベスト使用の有無を調査し、使用されていた場合には、法令に基づく届出や工事の際の飛散防止対策の実施が義務付けられています。とのことでした。

以上のような質疑を行った後、討論を省略し、一般会計と2件の特別会計を採決しました。

まず、令和3年度半田市一般会計の歳入歳出決算のうち、当委員会に分割付託された案件については、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数により認定することに決定しました。

次に、令和3年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、令和3年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、認定第3号について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

管路経年化率は上昇してきているが、更新率は令和3年度が0.2%と前年に比べ下がっている理由は何か。とに対し、

これまで、基幹管路の耐震化を最優先に実施してきており、工事単価の高い、口径の大きな管路の<sup>ふせつ</sup>布設替えが多かったため、更新延長が伸びなかったことによります。とのこと。

新水道ビジョンでは、安全、<sup>きょうじん</sup>強靱、持続の3つを柱として挙げている。令和3年度に特に力を入れて取り組んだことは何か。とに対し、

安全では、コロナ禍での水道水の安全に関する情報をホームページで発信するなど、PRに努めたこと、強靱では、<sup>かんきよ</sup>主要な管渠の耐震化を積極的に進めたこと、また、持続については、事業の広域化やスマートメーター導入等の検討を進めました。

特に広域化については、愛知県や企業庁、近隣市町と協議を継続して実施しており、令和3年度は、料金調定システムの共同導入や配水池など施設の共同化について、実現に向けた協議を行いました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

次に、認定第4号について、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

下水道の接続率について、令和3年度は令和2年度から、0.6%増加し、87.6%になったとのことだが、この数値をどのように評価しているのか。とに対し、

接続率は、令和 1 1 年度までに 9 5 . 1 %の接続率を目指す中で、0 . 6 %の増加率は、低いものではないと考えています。とのこと。

下水道の使用料の回収率について、74.5%とのことだが、この数値をどのように評価しているのか。とに対し、

現状の回収率は望ましいものとは言えず、不明水対策などにより経費削減にも努める中、令和 5 年度から回収率 9 0 %を目指し、下水道料金の改定を行う予定です。とのこと。

経営改善のために、令和 3 年度に取り組んだことは何か。とに対し、

経営改善にあたっては、下水道接続率の向上が大きな効果があります。これまでは、単に接続率の低い地域に訪問し、接続を依頼していましたが、令和 3 年度は、1 回目の訪問時の状況等から、接続の可能性が高い箇所を重点的に訪問しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって認定することに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。